

市街化調整区域における流通業務等施設の建設に関する  
基本方針に係る事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市街化調整区域における流通業務等施設の建設に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく事業を実施するうえでの協議に関して必要な事項を定めるものとする。

(協 議)

第2条 事業を実施しようとする者（以下「協議者」という。）は、基本方針に関する協議書（様式第1号）に関係書類を添えて、市と協議しなければならない。

(提出書類)

第3条 協議者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 基本方針に関する協議書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 町会等に対する説明報告書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 土地所有者使用同意書（様式第5号）  
※土地を所有している場合は不動産の登記事項証明書（謄本）
- (6) 隣接土地所有者等に対する説明報告書（様式第6号）
- (7) 法人登記の全部事項証明書（履歴事項）（会社概要が記載されているもの）  
※発行後3ヶ月以内のもの
- (8) 直近の決算書の写し
- (9) その他、協議に必要となる書類

(協議結果)

第4条 市は、協議者から協議の申し出があったときは、提出書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、基本方針に合致すると認めたときは、速やかに通知するものとする。

2 市は、前項の審査及び調査の結果により、基本方針に合致しないと認めたときは、当該協議者に対してその旨を通知するものとする。

(協議内容の変更)

第5条 協議者は、協議の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、市に提出するものとする。

2 前項の報告により、新たに協議等が必要となった場合は、前条の規定を準用する。

(立入調査)

第6条 市は、協議の内容が履行されていることを確認するため、現場への立入調査をするものとする。

2 市は、立入調査にあたり協議の内容に関わる帳簿及び書類等について、協議者又はその関係者に対し、必要に応じて提出を求めるものとする。

(指 導)

第7条 市は、協議した内容が履行されていないことが発覚した場合は、協議者又は関係者に対し、口頭又は書面により、協議した内容を履行するよう指導するものとする。

(事業の開始)

第8条 協議者は、事業を開始した時は、速やかに事業開始報告書（様式第8号）に関係書類を添えて市に提出するものとする。

(履行期日)

第9条 流通業務等施設の建設については、原則、開発許可日から1年以内に工事に着手するものとする。ただし、市街化調整区域であることによる特有の事情等で時間を要する場合は、この限りではない。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。